

# 經濟論叢

第九十六卷 第二號

---

- 社会経済的マーケティングの形成 (1)……………橋 本 勲 1
- 第三のカザノーヴァ (2)……………穂 積 文 雄 15
- 17・8世紀朝鮮宮房田の構造と展開 ……………安 秉 珩 48
- 租税利益説の生成 ……………北 條 喜 代 治 63
- 

昭和四十年八月

京 都 大 學 經 濟 學 會

# 租税利益説の生成

北條喜代治

## I 租税根拠論の問題状況

なぜ人々は租税を支払うのか、なぜ国家は人々から租税を徴収するのか、という問題、すなわち、租税根拠の問題は、現在では財政学の主要問題の一つであることをやめたかに見える。租税根拠の問題は、全く姿を消してしまっていないとしても、ただきわめてわずかの財政学の教科書の中で細々と残存しているにすぎない。なぜこのような事情が生じたのであろうか？ われわれはなぜ租税を支払うのかという問いは、もはや発せられる必要がないのであろうか？ また租税根拠論に少しでも言及している論者たちは、一致して、租税利益説はもはや過去の教説となり、現在では租税義務説が支配的であると述べている<sup>1)</sup>。しかし、この変化を理論的に解明しようとしている論者はほとんど皆無に近い。したがって問題は二重である。すなわち、第一に、われわれはなぜ租税を支払うのかという租税根拠の問題であり、第二に、支配的教説が利益説から義務説にとって代ったということが事実ならば、この推移はなぜ起ったのか、そして現在なぜ人々は租税根拠を問題としないのかという租税根拠論の問題である。第一の問題は、第二の問題が解明されてはじめて効果的な解決を与えられるであろう。われわれがここでとりあつかおうとするのは、この第二の租税根拠論の問題である<sup>2)</sup>。

まず、現在の財政学において、租税根拠及び租税根拠論がどのように扱われているかを一瞥しておく必要がある。

第一に、租税義務説を積極的に主張しようとする立場がある。やがて明らかとなるように、租税根拠をとにかくも積極的に論じようとしているのはこれらの論者だけである。彼らによれば、租税は国民の国家に対する崇高な義務であって、利益説の教えるような、国家の保護から個人がうる利益の対価ではない。ここでは、国家は倫理化され実体化さ

1) 小中学校の教科書においては、むしろ利益説的説明がなされているようにみえる。もちろん、日本国憲法第30条は、はっきりと納税の義務をうたっている。が問題はなぜ憲法にそう明記しなければならぬかということである。

2) 念のためにつけ加えておけば、ここでとりあげているのは、租税根拠論であって、租税配分原則論ではない。この区別は、それほど自明のことではないらしく、多くの論者は、能力説を導き入れることによって、しばしば両者を混同してしまう。能力説が決して根拠論の一つたりえないことは、支出能力が支出の理由とはなりえないことをみれば明らかである。この混同の一例として次をみよ。大畑文七「租税国家論」昭和9年、有斐閣、85、92ページ。

れ、国家は人類共同生活の最高形式であると称される。極端に進めば、個人は国家の神聖な目的の達成のための手段とならねばならない。国家の目的は決して個人の目的によって限定されているのではない。このように主張する義務説においては、しばしば「いかにしてうまく租税を徴収するか」という統治術的側面が裸のまま表面にでている場合がある<sup>3)</sup>。

第二は、折衷的立場とでも呼ぶべきものである。彼らは義務説なり利益説なりを積極的に主張することなく、過去の有力な諸教説を任意にとり出して、その教説の歴史的背景を無視しつつ、それらを現代的に——というより時代錯誤的に——修正もしくは合成しようとしているだけである。この立場も、結局のところ、折衷主義の常として、第一の立場と同じく、現状の追認と弁護以上にはできないようにみえる<sup>4)</sup>。

第三は、租税根拠論を全く無視してしまう立場である。つまり、租税根拠論が財政学の範疇に入ることを認めないのである。ここでは、財政学とは国民所得論の一部であり、財政政策のみが問題である。彼らは、政治的なものと絶縁し、自己の対象をただ技術的なものに限定しようとするのであるが、社会科学は決して単なる技術に化してはならないことは明らかであろう。

第四は、租税根拠論を歴史的批判的に検討しようとする立場である。すなわち、ある根拠論の生成衰退を、その理論の背景たる現実の政治的経済的変容との関連のうちに把握しようとするのである。われわれも、今この立場に立って、この方向での究明に力を注ぎたいと考えているわけである<sup>5)</sup>。

さて、われわれがこれからこの小論で検討しようとするのは、租税根拠論のうち、とくに租税利益説の歴史的変容の追跡である。租税義務説がドイツで支配的であったのに対して、この租税利益説は近世イギリスやフランスで展開したと一般にいわれている<sup>6)</sup>。つまり租税利益説の生成は、資本主義の発生、したがってまた租税国家の成立や協賛議会の成立と同時なのであるが、それらが単に同時であるだけでなく、相互に密接な関連

- 3) 代表的例として次をみよ。神戸正雄「改訂財政学講義」昭和31年、有斐閣、214-223ページ。神戸博士はここで道義的根拠論の「実益」をも説いている。
- 4) 代表的なものとして次をみよ。岡野鑑記「財政学方法論」昭和36年、酒井書店、138-140、181ページ。S. F. Weston, *Principles of Justice in Taxation*, 1903, pp. 19-42, esp. 26-28. 「個人の見地からは、租税は『貢納』contributionであり、政府の見地からは『徴収』collectionである」(p. 46)。
- 5) 武田隆夫・遠藤湘吉・大内力「近代財政の理論」昭和30年、時潮社、172-175、189-191ページ。島恭彦「財政学概論」昭和38年、岩波書店、81-87ページを参照。
- 6) もとより、租税利益説はギリシヤの時代にすでにみられているといわれるが、われわれはそこまで逆のばらない。その理由は本文から明らかであろう。また E. Seligman, *Progressive Taxation in Theory and Practice*, 1894, pp. 87-129 には利益説を主張したとみなされる人々がセリグマン式に列挙されている。

があることは、それらを成立させている基礎的諸概念がほとんど共通であることをみても明らかであろう。すなわち、独立した自由な個人、天賦の権利としての財産権、人間の平等、契約にもとづく国家、人民主権、等々というような概念がそれである。そして直ちに気づくであろうように、これらの諸理念は、また社会契約説の諸理念と呼ぶことができよう。実際、租税利益説と社会契約説は資本主義の形成期の教説として、互に関係し合っており、その運命を共にしているといってもいいであろう。

われわれは、この租税利益説が、ホッブズとロックとスミスのうちにおいて、いかなる変遷をたどるかを明らかにしようとするのであるが、この三人だけをとりあげることにについては、少し説明を要しよう。まず先進資本主義国であるイギリス一国に限定することは、思想の変化を現実とのつながりにおいて検討するのに好都合であろう。そして次に、ホッブズはまず市民革命を代表するであろう。この時代は消費税の導入などと共に近代的課税の開始期であり、同時にイギリス資本主義発生期の重要な時期でもある。ロックは名誉革命を代表するであろう。イギリスはこのとき以後、その経済的發展にふさわしい政治構造をえて、急速に資本主義的發展の道をたどるのである。そしてスミスは、やがてはじまる産業革命を暗示するであろう。資本主義の矛盾が徐々に現われ始める一方、1799年には、まもなく近代的租税の王位を占めるはずの所得税が導入されるであろう。もちろん、この三人にのみ視野を限定することは多くの欠陥を生むことをまぬがれないであろうが、筆者の能力の限界上、さしあたりやむをえない。

さて、以下の租税根拠論の問題の歴史的解明の試みは、それが成功するならば、現時点での租税根拠の問題の解決への手がかりを与え、また大衆課税や公正原則などの諸問題へも光を投げるであろうという期待の下になされる。

## Ⅱ 租税利益説の萌芽——ホッブズ

租税根拠論を検討するためには、まず、それを成立させている社会哲学の分析が必要であることはいうまでもない。しかし、たとえば、ホッブズをとりあげようとしている現在の場合、彼の政治哲学を根源から再構成して行くことは、いかに重要だとはいえ、われわれの目的にとっては、廻り道としてもいささか遠すぎるし、またその仕事は筆者の能力をこえている。したがってここでは、ホッブズの社会哲学のうち、租税根拠論に直接的に関係すると考えられる側面のみがとりあげられるにすぎない。

周知のように、ホッブズにおいては、まず精神的にも肉体的にも平等な能力を持った個人が、万物に対する自然権を持ち、したがって互に相争っている状態、すなわち、自然状態が前提されるが、これらの個人は、自己の安全を確保し平和に生きるために信約を結び、各人が自己の一切の権利を同時に一つの主権者に与える。これがコモンウェル

スの成立の事情である<sup>7)</sup>。これほど簡単な要約のうちにも、すでに、中世的社會観を破壊するに足る重要な理念が、したがってまた近代社會理論を構成するに十分な要素が含まれており、更にまた、それ故に、近代的租稅論の基礎範疇も看取されるようである。まずホッブズの個人は、もはや中世的な身分序列制の中に固定的にはめ込まれ、全てが天上の神の一点に収れんして行く大調和の世界の中に埋没し、神から与えられた義務の鎖の中で自己を失っているのではなく、反対に、個人の力が一切であるような万人対万人の戦いの世界の中で、神なしに独立し孤立し、自由で平等であり、そして彼自身で一個の完結した人格なのである。そしてこの個人たちは、互に信約を結び國家を形成するが、この個人と國家の間には、家族も教會もなく、個人が今まで埋没していたはずのあの共同体の暖い寢床もなく、個人は今や直接的に國家と対峙しているのである<sup>8)</sup>。したがって、この國家もまた、人間が合目的に形成した人為的構築物であって、決して人間に先立ち、人間の上に外部から与えられたものではない。まさにホッブズにおいて、「近代人の形成」<sup>9)</sup>がなされたのであった。

さて、このようなホッブズの社會理論は、租稅根拠論といかに関連するのであろうか。まず租稅利益説が内包しているような租稅の自発的貢納の理念は、平等で独立し自由な權利主体のないところでは存在しえないであろう。人間の平等がないならば、租稅の公正という概念も正確には成立しえないはずである<sup>10)</sup>し、また人間の平等の不在は、中世において例証されているよう<sup>11)</sup>に、租稅支払いの強制を結果するのであろう。また人間が自由な權利主体でないならば、自己の所有物の一部のみずからの決定によって租稅として提供することはできないにちがいない。同時に、自己の所有物という觀念自体が新しいものであるといえよう。さいごに、ホッブズの國家は、独立した個人の合意によって形成された以上、國家の任務は最初の合意の目的に限定されざるをえないであろう。だから、個人は國家がその目的を果すために必要な経費を自発的に支払うのは当然である

7) T. Hobbes, *Leviathan*, 1651, Everymans ed., pp. 63-66; 87-90, et passim. 水田洋訳「リヴァイアサン」岩波文庫, (1), 199-208 ページ, (2), 27-36 ページ, その他の箇所。

8) 松下圭一「市民政治理論の形成」昭和34年, 岩波書店, 38 ページ。社會契約説の宗教的問題との関連については, H. Laski, "Social Contract", in the *Encyclopaedia of the Social Sciences*, Vol. XIV, pp. 127-131. 社會契約説の概観のためには, J. W. Gough, *The Social Contract*, 1936, Oxford, [2nd ed., 1962]. また, cf. G. P. Gooch, *Political Thoughts in England: Bacon to Halifax*, 畑豊彦・井味準之輔訳「イギリス政治思想」1, 岩波現代叢書参照。

9) 水田洋「近代人の形成」昭和29年, 東京大学出版会。なお小論がこの著書に負うところきわめて大きい, ことに本書92-134 ページ。

10) むしろ, 租稅の公正という概念ほど身勝手に使用されているものはない。cf. L. Eisenstein, *The Ideologies of Taxation*, 1961, pp. 147-177.

11) 島恭彦「近世租稅思想史」昭和13年, 有斐閣, 54-58, 66-72 ページ。

という租税貢納倫理が必然的に生じることとなろう。

ところが、これもまた周知のように、ホッブズの国家は、今述べたような個人の単なる手段にとどまっているのではなかった。なによりもまず、全ての個人は自己の一切の権利を国家に与えたのであり、かくして国家は万能であり、一つのリヴァイアサンである。個人は自分の力によって国家を形成したにもかかわらず、国家は今や人間を超越する。国家はあらゆることを決定し、為しうる<sup>12)</sup>。個人の手段たるはずの国家が絶対権力として現れねばならないというホッブズのこの矛盾は、次のように説明されている。すなわち、ホッブズにおいては、労働による生産という概念がないために、各個人の万物への自然権の並存は万人闘争の状態を結果せざるをえなくなり、またこのことは、この社会が自立的に自己展開をとげるであろうことを証明するはずの経済学が未だ成立していないということであり、したがって、独立的な個人を一つの国家社会へ結合するためには、強力な政治的権力が必要であった<sup>13)</sup>、と。とすれば、ホッブズの個人は未だ己にふさわしい外部的条件を持っていないうちに生まれたのだといえよう。「自由な一臣民」ということばは形容矛盾であり、ナンセンスである<sup>14)</sup>、とホッブズはいう。

かくして、ホッブズの個人は、個人だけをとり出してみるかぎり、租税利益説を担いうる十全の資格を有しているとはいえ、ひとたび命がけの賭によって国家を形成するや、彼は、全能の主権者の隷従民にすぎないのであるから、ホッブズの政治哲学の全構造は、おそらくその中の個人の性格の故にではなくて、反対にその中の国家の性格の故に、租税利益説を担うには不十分であるといわなければならないように思われる。

さて、以上のことを念頭において、彼の租税論を具体的に検討してみよう。

ホッブズはいう。「主権者によってなされる人々の財産への諸課税は、主権者が人々のために維持している平和と防衛の代価以外のものではない<sup>15)</sup>。」また「主権者の権力によって人民に課せられる諸賦課は、個人が種々の業務や仕事をなすのを防衛するために公共の剣を保持している人々に当然支払われるべき賃金にほかならない<sup>16)</sup>。」ホッブズの国家の絶対主義的性格に対応して、ここにおいても、人民の支払いの側面よりも、主権者の徴収の側面が強く正面に押し出されているとはいえ、やはり租税が利益説的に説明されていることは疑いえないところであろう。ホッブズはここからすぐ続いて次のように主張する。「で、各人がそれによって受ける利益は生命の享受であり、その生命は

12) T. Hobbes, *op. cit.*, pp. 90-96, 水田訳, (2), 37-54 ページ。

13) 水田洋, 前掲書, 116-134 ページ。

14) T. Hobbes, *op. cit.*, p. 20, 水田訳, (1), 86 ページ。また水田洋, 前掲書, 289-291 ページ参照。

15) T. Hobbes, *The Elements of Law*, 1650, 1889 ed., p. 140.

16) ditto, *Leviathan*, p. 148, 水田訳, (2), 288 ページ。

貧者にも富者にも等しく高価なのであることをみれば、貧者が自分の生命を防衛してもらっている人々に負っている債務は、富者が自分の生命の防衛のために負っている債務と同じである。ただちがうのは、富者は貧者の奉仕をうけているから、自分自身の人格に対してだけでなく、もっと多くの人格に対しての債務者であることだけである。それが考慮されるなら、課税の平等は、むしろ消費されるものの平等にあるのであって、それを消費する人格の平等にあるのではない<sup>17)</sup>。」さらにまたホッブズは、消費に課税されないならば、勤勉な節約家の方が怠け者の浪費家よりも重課されることになって不公平である<sup>18)</sup>という。このようにホッブズは、国家の保護の対象を生命とみる<sup>19)</sup>前提に立って、まず生命の等価性は平等な租税を要求するということを正しく演繹しつつも、富者は召使いの生命の分までも支払うと述べることによって、富者が貧者よりも多く支払うことになるだろうことを暗示するや、そこから強引に消費に応じる貢納を結論するのである。だから、「ホッブズの保護理論と、課税の基準としての消費の理論」との間の「論理的連関」<sup>20)</sup>を問題とすることもできよう。だが、そうした数量的対応の正確性に劣らず重要なことは、ホッブズがそこで直ちに、儉約家と浪費家の区別を持ち出していることであろう。もし租税が国家による個人の生命の保護の代価であるならば、そこに儉約家と浪費家の区別の入り込む余地は全くないであろう。しかしなお重要なことは、ホッブズが消費税を推奨したあとで次のように述べていることであろう。「そして、これはもっとも公正であるばかりでなく、もっとも感づかれにくいものであり、それを支払う人人の心にもっとも嫌な気を起させないもののように思われる。なぜなら、自分が過重に課税されていると考えることほど、また、彼らのうらやむ隣人が、その故に自分をばかにしていると考えることほど、公共に対して貨幣を手離すことの苦痛を悪化させるものはないからである。そしてこれが、彼らをして反抗したい気にならせ、また（こうした反抗が不幸を生んだあとでは）反乱を起したい気にならせるのである<sup>21)</sup>。」だから、ホッブズにとっては、ペティにとっと同じく、「もっとも容易に、迅速に、しかも知らず

17) *loc. cit.*, 同箇所。

18) ditto, *The Elements of Law*, p. 181.

19) ホッブズが保護の対象を生命だけとみていたのではないことは、各所から推察しうる。たとえば、*Leviathan*, pp. 74, 130-134, 水田訳, (1), 228-229ページ, (2), 145-158ページ。したがって、ホッブズはある意味で不誠実といえる。次を参照。山崎怜, スミス財政思想の基礎視角, 花戸龍蔵博士古稀記念論文集「財政学の課題」昭和37年, 千倉書房所収, 599-601ページ。及び, 同, 財政思想と財政政策, 大泉行雄博士遺贈記念論文集「経済政策の現代的課題」昭和38年, 勁草書房所収, 99ページ。なお小論がこれらの論文及び同著者の他の諸論文に負うところきわめて大きい。

20) S. F. Weston, *op. cit.*, p. 82.

21) T. Hobbes, *The Elements of Law*, pp. 181-182.

知らずのうちに」<sup>22)</sup> 租税を徴収するということが重大問題であったにちがいない。ホップズは（そしてペティも）なぜこのような消費税を擁護しなければならなかったのか、またそれは、現実とどんな関連を持つのだろうか。

「内乱は、およそ3世紀にわたってイングランドを支配して来た財政制度の最終的崩壊をもたらした<sup>23)</sup>。」とケネディは述べている。この「崩壊」をあとづけ、その後の再建をたどることは、ここでは不可能である。ただ、この過程において、はじめて近代的消費税が財政制度の中に根をおろしたことを記しておく。そして「17世紀には、課税理論の論議は主として消費税を中心として行なわれた」<sup>24)</sup> のなら、1651年にロンドンで出版された「リヴァイアサン」の著者の消費税論もその論議の重要な一環であったにちがいない。

ところで、1642年以降におけるこの消費税のビムによる導入及び拡大がいかに激しい反対論と民衆の反対運動を呼びおこしたかは、多くの論者の一致してみとめているところであろう。この税は「不公平で言語道断なもの」、「ドレイの表章」と呼ばれ、1647年には暴動が起り、議会は説得と威嚇をおりませた声明を発表する。ダウエルは、この事情について、「剣をつきつけて導入されたのだといっても誇張ではない」<sup>25)</sup> という有名な評言を与えている。

ではなぜ、当時の財政難の解決が、ほかの取入源ではなくて、まさに消費税という形態をとったのであろうか。大衆の負担となる消費税の導入という事実は歴史の逆行を示しているのであろうか。セリグマンは、土地階級と産業階級の勢力均衡という点から、負担が大衆の方へかけられた事情を説明するが<sup>26)</sup>、その負担が間接消費税の形態をとらねばならなかった理由の一半は、おそらく商品流通の一般的進展という消費税の存在条件そのものうちに見るべきなのであろう。王領地収入がもはや不合理な収入形態であるならば、消費税は新しく生まれつつある経済体制にまさに適合的な収入形態であろう<sup>27)</sup>。とすれば、資本主義の夜明けにおいて、消費税が本格的に導入され、次々と拡大

22) W. Petty, *Economic Writings of Sir William Petty*, Hull ed., 1899, Vol. I, p. 38.

23) W. Kennedy, *English Taxation, 1640-1799*, 1913 [rep. 1954], p. 18.

24) *Ibid.*, p. 51.

25) S. Dowell, *History of Taxation and Taxes in England*, 2nd ed., 1888, Vol. II, p. 11. この時代の財政・租税問題については上記の Kennedy, Dowell に主として依る。J. Sinclair, *The History of the Public Revenue of the British Empire*, 3rd ed., 1803, 及び浜林正夫「イギリス市民革命史」昭和34年、未來社をも参照。

26) E. R. A. Seligman, *Essays in Taxation*, 10th ed., 1925, p. 5. Also cf. ditto, *The Income Tax*, 2nd ed., 1921, pp. 11-12.

27) この時代の消費税の性格に関しては問題のあるところである。さしあたり次をみよ。石坂昭雄、租税制度の変革、『西洋経済史講座』、『所収、昭和35年、岩波書店、161-196ページ。同、イギリス名譽革命期における内国消費税の意義、『土地制度史学』13号所収、6-27ページ。問題は、初期産業資本が消費税を欲したか否かということである。



されていったということは、政治的には一種の歴史的逆行にみえようとも、他方では、その経済体制の本質の点から見れば、むしろ反対に歴史的必然ともいべきであろう<sup>28)</sup>。

さて、以上の点を考慮に入れてみれば、今やホッブズの基本的立場と客観的役割は明らかであろう。個人から出発したこの政治哲学者も、今は主権者の立場に立ち、いかにしてうまく租税を徴収するかに苦慮しているのである<sup>29)</sup>。儉約家と浪費家の区別や、種類の直接税の不合理性の攻撃や消費税の推奨のうちに、われわれは、何よりもまず彼の貨幣徴収技術論の包括性をみるべきであろう。同時に、ホッブズがこう論じているとき、他方では消費税にかんする重要論点の多くを先取しつつ、消費税に対する理論的組織的かつ根本的反対論を提示した人々の一団があった<sup>30)</sup>ことに注目することは、ホッブズの政治的立場を更に鮮明ならしめるであろう。

結論的にいえば、したがって、われわれはホッブズを未だ十全の意味での租税利益説の主張者と呼ぶことはできない。彼の國家は個人に対して余りにも全能でありすぎることがその最大の理由である。しかし、なおそれに加えて、次のことがいえる。第一に、彼は、富者が彼の召使いたる貧者の人格の分までも支払うということによって、召使いたる貧者がみずから租税を支払う一個の独立した人格であることを拒否したのであり、このことは、ホッブズの間人平等論への重大な挑戦であろう。人間の平等がなければ、真の意味の契約もなく、租税協賛問題も展開されえないであろう。第二に、ホッブズは、消費税推奨の最大の理由として、それが人々に対してもっとも容易で感じられず、不平を起すことがもっとも少ないことをあげたのであるが、この態度は、租税利益説の予想する態度とは正反対のものである。租税利益説の立場からすれば、そのような租税は最善であるどころか最悪のもでなければならぬ。なぜならそのような租税は、人民の監視の眼を容易にのがれることによって、統治担当者の恣意の跳梁を許すことになろうからである。歴史上の事実としてみても、類似したことが、1625年、まさにチャールズ1世の即位のさいに、議会と国王との間に起っているのである<sup>31)</sup>。

かくしてわれわれは、ホッブズのうちに、租税利益説の萌芽形態をみることで満足し、なければならない。たしかに、彼の個人は、それだけをとり出してみれば、租税利益説

28) もちろん、イギリスの消費税が、たとえばフランスのような惨憺たる結果を生まず、また消費税反対運動が決定的な政治的危機をもたらすほどの力を結集しえなかったということに関しては、イギリス資本主義の急速な発展を考慮に入れなければならないであろう。島恭彦、前掲書、173-174ページ参照。

29) 山崎惺、財政思想と財政政策、97-100ページ参照。

30) Wolfe, *Levellers Manifestoes*, p. 270. 松川七郎「ウィリアム・ベティ」上巻、昭和33年、岩波書店、89-90ページに引用されているレヴェラーズの消費税反対論。なお本書の74-95ページには内乱時代の公取入問題が示唆的に要約されている。

31) S. Dowell, *op. cit.*, Vol. I, p. 191.

知らずのうち」)<sup>22)</sup> 租税を徴収するということが重大問題であったにちがいない。ホップズは(そしてペティも)なぜこのような消費税を擁護しなければならなかったのか、またそれは、現実とどんな関連を持つのだろうか。

「内乱は、およそ3世紀にわたってイングランドを支配して来た財政制度の最終的崩壊をもたらした<sup>23)</sup>。」とケネディは述べている。この「崩壊」をあとづけ、その後の再建をたどることは、ここでは不可能である。ただ、この過程において、はじめて近代的消費税が財政制度の中に根をおろしたことを記しておく。そして「17世紀には、課税理論の論議は主として消費税を中心として行なわれた」<sup>24)</sup>のなら、1651年にロンドンで出版された「リヴァイアサン」の著者の消費税論もその論議の重要な一環であったにちがいない。

ところで、1642年以降におけるこの消費税のピムによる導入及び拡大がいかに激しい反対論と民衆の反対運動を呼びおこしたかは、多くの論者の一致してみとめているところであろう。この税は「不公正で言語道断なもの」、「ドレイの表章」と呼ばれ、1647年には暴動が起り、議会は説得と威嚇をおりませた声明を発表する。ダウェルは、この事情について、「剣をつきつけて導入されたのだといっても誇張ではない」<sup>25)</sup>という有名な評言を与えている。

ではなぜ、当時の財政難の解決が、ほかの収入源ではなくて、まさに消費税という形態をとったのであろうか。大衆の負担となる消費税の導入という事実は歴史の逆行を示しているのであろうか。セリグマンは、土地階級と産業階級の勢力均衡という点から、負担が大衆の方へかけられた事情を説明するが<sup>26)</sup>、その負担が間接消費税の形態をとらねばならなかった理由の一半は、おそらく商品流通の一般的進展という消費税の存在条件そのものうちに見るべきなのであろう。王領地収入がもはや不合理な収入形態であるならば、消費税は新しく生まれつつある経済体制にまさに適合的な収入形態であろう<sup>27)</sup>。とすれば、資本主義の夜明けにおいて、消費税が本格的に導入され、次々と拡大

22) W. Petty, *Economic Writings of Sir William Petty*, Hull ed., 1899, Vol. I, p. 38.

23) W. Kennedy, *English Taxation, 1640-1799*, 1913 [rep. 1954], p. 18.

24) *Ibid.*, p. 51.

25) S. Dowell, *History of Taxation and Taxes in England*, 2nd ed., 1888, Vol. II, p. 11. この時代の財政・租税問題については上記の Kennedy, Dowell に主として依る。J. Sinclair, *The History of the Public Revenue of the British Empire*, 3rd ed., 1803, 及び浜林正夫「イギリス市民革命史」昭和34年, 未来社をも参照。

26) E. R. A. Seligman, *Essays in Taxation*, 10th ed., 1925, p. 5. Also cf. ditto, *The Income Tax*, 2nd ed., 1921, pp. 11-12.

27) この時代の消費税の性格に関しては問題のあるところである。さしあたり次をみよ。石坂昭雄, 租税制度の変革, 「西洋経済史叢書」, Ⅱ所収, 昭和35年, 岩波書店, 161-196ページ。同, イギリス名譽革命期における内国消費税の意義, 「土地制度史学」13号所収, 6-27ページ。問題は、初期産業資本が消費税を欲したか否かということである。

されていったということは、政治的には一種の歴史的逆行にみえようとも、他方では、その経済体制の本質の点から見れば、むしろ反対に歴史的必然ともいふべきであろう<sup>28)</sup>。

さて、以上の点を考慮に入れてみれば、今やホッブズの基本的立場と客観的役割は明らかであろう。個人から出発したこの政治哲学者も、今は主権者の立場に立ち、いかにしてうまく租税を徴収するかに苦慮しているのである<sup>29)</sup>。儉約家と浪費家の区別や、種類の直接税の不合理性の攻撃や消費税の推奨のうちに、われわれは、何よりもまず彼の貨幣徴収技術論の包括性をみるべきであろう。同時に、ホッブズがこう論じているとき、他方では消費税にかんする重要論点の多くを先取しつつ、消費税に対する理論的組織的かつ根本的反対論を提示した人々の一団があった<sup>30)</sup>ことに注目することは、ホッブズの政治的立場を更に鮮明ならしめるであろう。

結論的にいえば、したがって、われわれはホッブズを未だ十全の意味での租税利益説の主張者と呼ぶことはできない。彼の国家は個人に対して余りにも全能でありすぎるということがその最大の理由である。しかし、なおそれに加えて、次のことがいえる。第一に、彼は、富者が彼の召使いたる貧者の人格の分までも支払うということによって、召使いたる貧者がみずから租税を支払う一個の独立した人格であることを拒否したのであり、このことは、ホッブズの間人平等論への重大な挑戦であろう。人間の平等がなければ、真の意味の契約もなく、租税協賛問題も展開されえないであろう。第二に、ホッブズは、消費税推奨の最大の理由として、それが人々に対してもっとも容易で感じられず、不平を起すことがもっとも少ないことをあげたのであるが、この態度は、租税利益説の予想する態度とは正反対のものである。租税利益説の立場からすれば、そのような租税は最善であるどころか最悪のもでなければならぬ。なぜならそのような租税は、人民の監視の眼を容易にのがれることによって、統治担当者の恣意の跳梁を許すことにならうからである。歴史上の事実としてみても、類似したことが、1625年、まさにチャールズ1世の即位のさいに、議会と国王との間に起っているのである<sup>31)</sup>。

かくしてわれわれは、ホッブズのうちに、租税利益説の萌芽形態をみることで満足しななければならない。たしかに、彼の個人は、それだけをとり出してみれば、租税利益説

28) もちろん、イギリスの消費税が、たとえばフランスのような惨憺たる結果を生まず、また消費税反対運動が決定的な政治的危機をもたらすほどの力を結集しえなかったということに関しては、イギリス資本主義の急速な発展を考慮に入れなければならないであろう。鳥恭彦、前掲書、173-174 ページ参照。

29) 山崎愉、財政思想と財政政策、97-100 ページ参照。

30) Wolfe, *Levellers Manifestoes*, p. 270. 松川七郎「ウィリアム・ペティ」上巻、昭和33年、岩波書店、89-90 ページに引用されているレヴェラーズの消費税反対論。なお本書の74-95 ページには内乱時代の公収入問題が示唆的に要約されている。

31) S. Dowell, *op. cit.*, Vol. I, p. 191.

を担うに十分な資格をそなえているようにみえた。しかし、この個人個人が信約によって形成する国家は、現実社会の未成熟を反映して<sup>32)</sup>、個人に対立し個人を支配するところの超越的性格をおびざるをえなかった。そしてホッブズは、今やこの国家の中樞たる主権者の側にとびうつり、今は臣民という名の個人共をあやつろうとするのである<sup>33)</sup>。「ときに馬があまり狂暴ならば、背中を撫でてやるものだ。」ホッブズは、租税利益説を構成するに必要な要素の重要なものを、ほとんど整えることができた。だが、彼はついにそれらを一個の構成物に仕上げることはできなかったのであった。そして、彼は、そのいわば奇型的な利益説をもって、主権者の立場から、採用されたばかりの消費税を合理化し弁護し、人民のかたい財布の口を開かせようと苦慮していたのであった。

### Ⅲ 租税利益説の形成——ロック

ロックは、その政治体構成の一般的手続きにかぎり、ホッブズの後継者であるう<sup>34)</sup>。しかし、彼は、多くの重要な点でホッブズと異なっている。まず第一に、ホッブズの自然状態とは戦争状態にほかならなかったのに反して、ロックはこの両者を厳密に区別すべきことを要求する。ロックの自然状態とは、「人々が理性にしたがって共に生活している」平和状態である<sup>35)</sup>。第二に、ホッブズにおいては、国家の保護の対象はまず何よりも生命であるとされたが、ロックにおいては、「人々が社会に入る大目的は財産を平和にかつ安全に享受することである<sup>36)</sup>。」第三に、第一のことから当然に、自然状態から社会状態への移行はむしろ質的变化を伴わない過程であり、こうして形成される国家の中央権力も、きわめて限定された権力であって、人民の手には依然として究極の権利が、権利として残されている<sup>37)</sup>。第四に、ロックにおいては、「社会の解体と政府の解体とを区別しなければならぬ<sup>38)</sup>。」そして真の意味の社会契約は、社会の形成についてのみ適用され、政府の樹立にかんしては、むしろ統治の委任として考えられて

32) 現実社会の市民社会としての未成熟はまた彼の学問表における経済学の不在にも反映している。T. Hobbes, *Leviathan*, p. 42. 水田訳, (1), 142-143ページ。cf. T. Bonar, *Philosophy and Political Economy*, 1893, p. 81.

33) 「ホッブズは謂わば最も新しい武器を以て古きものを守らなければならなかった。」清水幾太郎「社会と個人」新版, 昭和31年, 洋々社, 385ページ。また同書, 353, 372-390ページをも参照。

34) J. Locke, *Two Treatises of Civil Governments*, 1690, Everymans ed., pp. 164-165.

35) *Ibid.*, p. 126.

36) *Ibid.*, p. 186. もっともロックのいう財産《property》とは、生命、自由、資産の三つを含む。にもかかわらず、これら三者共に、財産ということばで一括されていることに注目すべきであろう。

37) ホッブズにおいては、権利としてでなく、力としてしか残っていない。

38) *Ibid.*, p. 224. が、この区別はときどき忘れられている。

いる<sup>39)</sup>。統治が人民と主権者の間の契約にもとづいて行なわれるのならば、契約の当事者である人民と主権者とは全く別個の主体であり、対立関係さえ予想されようが、もし統治が人民の代表者への委託にもとづいて行なわれるならば、両者の関係は全く連続的なものとなろう<sup>40)</sup>。だから、政府が統治の目的に反したため改変されることになった<sup>41)</sup>としても、社会全体がゆすぶられないことは、社会の形成と政府の形成の区別によって保証されているのであるから、この改変は、単なる代表者の交代か、もしくはおだやかな改革に近いものであって、革命とはなりえないであろう。

ホッブズの政治理論とロックの政治理論とのこれらの差異または推移の解明は、またロックにおける租税論の変化の理解を助けるであろう。

まず第一の点については、ロックにおける労働の概念の発展があげられよう。彼はまず、自然状態において、一切の事物は、人間の労働がそれにつけ加えられることによって、その人間の所有物となる<sup>42)</sup>ということを示すことによって、労働による所有という概念——したがってまた私有財産という概念を確立する。更に重要なことは、彼がつづいて労働による生産という概念を確立することであろう。われわれの利用する事物の百分の九十九は労働に帰せしめられる<sup>43)</sup>、と彼はいう。ホッブズにおけるように、人間の労働の為すことが、神の与えたもうた物を拾いあげることだけ<sup>44)</sup>ならば、人間の万物に対する自然権は、既存の有限な物資を求めて相争うことになり、ここに当然万人対万人の闘争をひきおこさざるをえないであろうが<sup>45)</sup>、もし人間の労働が、いわば無から有を生み出すという真の意味の生産をなしうらば、各人は、自己の必要なものを他人と奪い合うことなしに、自給自足の生活を営みうるのである。ロックの自然状態が平和状態であることの理由の最大の一つは、ロックにおけるこの経済学の進歩にあるにちがいない。第二に、労働による生産の概念は、その労働生産物の蓄積を予想させる。だとすれば、ロックにおいて、社会形成の最大目的が、ホッブズの生命の安全に代って財産の安全になったということは、ロックの個人が経済的性格をより濃厚にしはじめて来たということでもあろう。第三に、ロックにおいては、自然状態と社会状態が似ていることの

39) *Ibid.*, pp. 188, 204-205, *et passim*. Also cf. J. W. Gough, *op. cit.*, pp. 127, 133-135. また松下圭一、前掲書、353-358ページ参照。

40) ロックには、主権者 (sovereign) ということが存在しない。

41) J. Locke, *op. cit.*, p. 228.

42) *Ibid.*, p. 131.

43) *Ibid.*, p. 136. ここではまた価値の概念もあらわれる。しかしそれは使用価値だけである、とマルクスは指摘している。K. Marx, *Theorien über den Mehrwert*, 長谷部文雄訳「剰余価値学説史」青木文庫, (1), 533 ページ。

44) T. Hobbes, *Leviathan*, p. 130. 水田訳, (2), 145 ページ。

45) 水田洋, 前掲書, 116-119 ページ。

故に、前者から後者への移行の必然性はずっと弱く、個人が社会状態に入ることによってうけるその権利の変化も断絶的なものではない<sup>46)</sup>。この点は、第四の、社会の形成と政府の形成との区別と共に、ロックにおいて、すでに社会の自然的運行が徐々に認識されはじめたことを示しているのであろうが、それはまた名誉革命後のイギリスをもあざやかに反映しているというべきであろう。

さて、以上のような政治理論から、いかなる租税根拠論がひき出されるであろうか。ロックは、財産権の神聖について詳しく論じた後、次のように結論する。「政府は多額の費用なしには維持されえないということは真実であり、したがって、その保護の一部を享受している全ての人が政府の維持のために自分の財産から自分の相当分を支払うことは適切である。しかしそれは彼自身の同意によってでなければならない——つまり大多数の同意であり、それは彼ら自身によってか、彼らによって選ばれた代表者によって与えられなければならない。なぜなら、もしだれかが、人民のこうした同意なしに、自分自身の権威によって人民の上に租税を課し徴収する権力を持っていると主張するならば、彼はそうすることによって、財産の基本法を侵し、政府の目的をくつがえしているからである。というのは、他人が自分の好むときに、正当な権利をもって持ち去ることのできるものの中に、わたしはいかなる所有権を持っているというのであろうか？」<sup>47)</sup>。

これまでみてきた通り、ロックにおいては租税利益説を与える主要な理念が全て保証されていたのであり、そしてここにおいてはまた、ホッブズには欠けていた租税協賛権の思想が明瞭にうかがわれるのであるから、われわれはここで、ロックにおいて租税利益説は完成したと結論してもいいであろう。

では問題は全て終るのであろうか。ロックの租税論をもっと具体的にみてみよう。周知のように、彼によれば、賃金への租税は賃金上昇を結果せざるをえず、他方商品への租税は商人によって消費者へ転嫁される。だから一切の租税は結局土地所有者への負担となる<sup>48)</sup>。ここでの問題はロックのこの推論の正誤よりも、この地主税と彼の政治理論との関連であろう。さきに彼は政府から保護をうける全ての人々の租税負担を提唱していた。今彼は、地主のみの租税負担を暗示するのである。この断絶を埋めるもっとも手っとり早い方法は、おそらく、社会契約を結び統治者に権利を委任する人間を、ただ地主階級に属するものに限定することであろう。そしてそれは、それほどのはずれな仮定であろうか。人々が契約によって社会に入る最大の目的が財産の保全にあったのならば、

46) J. Locke, *op. cit.*, pp. 180-181.

47) *Ibid.*, p. 189.

48) J. Locke, *Consequences of the Lowering of Interest, and Raising the Value of Money*, in M'ulloch's *Principles of Political Economy*, 1870 ed., p. 260.

保全すべき財産を持たない人々は、社会契約を結ぶことによってうる利益をほとんど持たないことになる。そして当時において理解されていた財産とは土地のことであったとするなら、ロックの国家は唯土地所有者だけにかかわりのあるものであったといわねばならない<sup>49)</sup>。

この観点からふり返ってみれば、実際ロックはすでに自然状態においてさえ、その平等の前提にもかかわらず、不平等の発生を確認していたのであった。すなわち、ロックによれば、人間は金銀宝石などに架空の価値を与えることに同意することによって、自己がすぐに消費してしまえる以上のものを蓄積し、またそれらのものを生む大量の土地の私的所有に同意したのである<sup>50)</sup>。ロックの不平等の分析はここで終わっている。労働による生産の概念を一步大きく前進させた人が、同時に、貨幣を経て私有財産の蓄積に進み、不平等の認識にまで至ってそこで分析を停止したということ、そしてまたその人が同時にブルジョア社会の政治原理の確立者であったということは、暗示的な事実であるように思われる。たぶん、ロックが金銀宝石を「死んだ財産とみなし、生きた資本とはみなさなかつた」という理由によって、「ロックが容認した富の不平等はかれの愛好した機会の平等と矛盾するのではなく、両立している」<sup>51)</sup>ということもできよう。しかし眠れる財産も財産であり、それは国家によって保護されることを要する。こうした現実の不平等の認識はむしろ、ロックの観察力の鋭さを示し、彼が単なるユートピアンとなることをさまたげているのであろうか<sup>52)</sup>、それが、彼の社会理論——そして租税利益説——への重大な挑戦であることも明らかであるように思われる。彼の理論が首尾一貫性を示しうるのは、ただ貧者を無視するかぎりにおいてである。そして彼は地代の低下をおそれつつ、地主の利益はまた国民全体の利益である、と断言するのである<sup>53)</sup>。彼が地主階級と産業階級のどちらを介護していたのかについては問題のあるところであるが、少なくとも、彼が人民の大部分を占める無産者の無視の上に彼の理論を構成したということは、彼もまたホブズと同じく支配者の側に身をおく既存体制の擁護者で

49) cf. Max Beer, *A History of British Socialism*, 1919, 1948 ed., p. 56; and H. Laski, *The Rise of European Liberalism*, 1936, 石上良平訳「ヨーロッパ自由主義の発達」みすず書房、23ページ参照。

50) J. Locke, *Civil Government*, pp. 139-140.

51) W. Stark, *The Ideal Foundations of Economic Thought*, 1943, 杉山忠平訳「経済学の思想的基礎」東洋経済新報社、38ページ。

52) ロックは、1669年、カロライナ憲法の草案を作った後、ドレイの存在を承認したばかりか、ドレイ主人の絶対権を、戦争状態の継続という名目で保証した。cf. L. Stephen, *History of English Thought in the Eighteenth Century*, 1876, 1962 ed., Vol. II, p. 117. Also cf. G. P. Gooch, *English Democratic Ideas in the Seventeenth Century*, 2nd ed., 1927, p. 289.

53) J. Locke, *Interest*, p. 266.

あったことを示しているといえよう。事実、「政府二論」の序文において、彼自身はつきりとそう述べている。

そして、この点は、彼の革命権の問題にわれわれを再びつれて行くであろう。たしかに、彼の理論を論理的に押しつめれば、そこに革命権が明瞭に浮かび出る。しかし彼はそれを簡単には容認しないのである<sup>54)</sup>。ロックを厳格な意味での人民主権者と呼ぶことはできない。

かくしてわれわれは、ロックにおいて租税利益説がほぼ型を整えるかに見えた瞬間、それはすでに足もとから掘りくずされはじめていたのだといってもいいであろう。そして、ロックにおいて租税利益説が成立しえたのも、そしてそれがはやくも危険にさらされたのも、ロックがまさに経済学的認識を押し進めえたからであった。平和な独立小生産者をモデルとして社会契約説と政府形成論が、したがってまた租税利益説が形成されることができたとするなら、次に、独立生産者に代って富者階級と貧者階級が出現するなら、この新しい現象は租税利益説をもおびやかすものでなければならぬ。そしてわれわれはこの推移のうちに、現実社会の発展とロックにおけるその認識の発展が微妙な一致と不一致を示しつつ進行していることをみるべきであろう。だがその追跡はここでは行なわれない。

もちろん、貧者の無視ということは、当時においてはむしろ当然の行為であった。1643年のアイアトンによれば、王国に永久的かつ固定的な利害関係を有し、故に王国の諸問題に関与しうる権利を持つものは、土地所有者と商業組合のメンバーだけであり、他の人々はこの王国の中に、呼吸すること以上の何らの固定した利害を有しなかった<sup>55)</sup>。ヴォルテールやパークにとっても大衆は豚であった<sup>56)</sup>。

しかし、ロックの政治理論が貧者を無視したように、政治の現実も貧者を無視したであろうか。貧者を無視する政治とは、もともと形容矛盾であろう。むしろ、ロック理論が、近代社会形成に果たした巨大な役割は、くり返し指摘されているし、またいくら強調されてもされすぎることはない。だが、現実の歴史的発展は、すでに自己に奉仕してくれた理論を追い越そうとしていた。成長して行く現実の社会は、ロック理論の予告するような、全て財産を持ち等質である個人から成るクラブのようなものではなかった。それは「新しい階級関係、新しい抑圧の諸条件」を作り出したにすぎなかった。圧倒的多数を占める貧民と極く少数の大富者との対立的状況は、スミスが言うように、国家権力

54) ditto, *Civil Government*, p. 193. 松下圭一、前掲書、358ページ。

55) *The Clark Papers*, ed. Firth, i. 299-333. and lxvii. seq.; in W. Kennedy, *op. cit.*, p. 92.

56) cf. H. Laski, *Political Thoughts in England, Locke to Bentham*, 1920, *passim*. 堀豊彦・飯坂良明訳「イギリス政治思想」Ⅰ、岩波現代叢書、各所参照。



の強化を要求せずにはおかないであろう。実際、富者がその大財産によって、強力になりつつある議会を左右し、増加しつつある貧者を支配している一方、他方では、何ら財産を持たず、それ故に政治にも参加していない貧者の大群が——そしてそれ故にまた、利益説の必然的帰結からすれば、何ら租税を支払う必要のないはずの貧者が——大量の消費税を支払っており、その重圧はますますその重さを増加しようとしていた。ウォルポールは、土地税を廃止して、それに代えるに消費税を更に重課しようとしてみた<sup>57)</sup>。

このように、一方では、ロック理論それ自体の要素のうちの重要なものが、同時に、その理論の必然的帰結として、その理論を終局的には崩壊させることになる要素であったとするならば、また他方では、ロック理論全体が現実の発展につれて、それとの乖離をますます露呈することによってその無力を告白しなければならなくなるはずなのであった。

一言でいえば、租税利益説と現実社会とは、たった一点を除いて、全く異なっていた。たった一点とは、人は全て租税を支払うということである。理論と現実とは、ただこの一点でのみ合致していた。しかし、この両者が完全に相反していたならば、問題はむしろ簡単であつたらう。そうではなくて、両者がまさにこの致命的な点において接しているということによって、問題の複雑性は何重にもなる。この決定的な一点の合致は、理論を救うか現実を救うかの二者択一をむつかしくするであろうし、また、この理論と現実の離反の様相の理解をあいまいにするであろうし、更にまた、この両者を和解させようという数かぎりない空しい努力を生み出すであろう。全ての人が租税を支払っているという事実から逆に判断して、全ての人が国家から利益を得ているとなし、故に租税を支払うことを要求しているあの理論全体が真実であり、かつ現実を支えているのだという幻想を生み出しさえするだろう。しかし、欺瞞のうちにとどまることに満足しないものは、おそかれはやかれ、ここからの出口をどこかに発見しなければならない。

ロックの後、約4分の3世紀を経てあらわれるスミスにおいて、これらの問題状況はいかなる変容の下に自己を示したか、またスミスはそれをいかに解こうとしたか、そして、租税利益説はこの窮地のなかでいかなる運命をたどったか、それらを概観するのが、次のわれわれの課題である<sup>58)</sup>。

57) この反対運動の成功後、イギリスの政治家は消費税ということばさえ使うことをさけるようになったといわれる。S. Dowell, *op. cit.*, Vol. II, p. 104; and cf. W. Kennedy, *op. cit.*, pp. 99-100.

58) すでにおことわりしたように、ロックからスミスに至る間の論者に何ら言及しないことは重大な欠陥かも知れない。これは全く筆者の能力の不足による。次のものを参照されたい。山崎怡、租税思想におけるデヴィッド・ヒューム、香川大学経済学部「研究年報」Ⅰ所収、1961年、108-144ページ。同、ケイムズ卿の租税根拠論Ⅰ、「香川大経済論叢」37巻2・3合併号所収、昭和39年8月、211-249ページ。